

証券コード：5999

第75回
定時株主総会

招集ご通知

開催日時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分

開催場所 東京都港区高輪三丁目11番3号
イハラ高輪ビル3階会議室

- 議 案**
- 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第5号議案 役員賞与支給の件
 - 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
 - 第7号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

目 次

第75回定時株主総会招集ご通知	1
(提供書面)	
事業報告	2
連結計算書類	18
計算書類	27
監査報告	34
株主総会参考書類	40

株主各位

証券コード 5999
2022年6月8日
東京都港区高輪三丁目11番3号
イハラサイエンス株式会社
代表取締役社長 **長岡 敏**

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染防止のため、本株主総会につきましては、議決権行使書のご返送により議決権を行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めてご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月23日（木曜日）の午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

2 場 所 東京都港区高輪三丁目11番3号 イハラ高輪ビル3階会議室
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

株主懇親会及び株主総会お土産配布の中止について
株主の皆様との懇親会及び株主総会後にお配りしておりましたお土産につきましては、新型コロナウイルス感染防止のため、前回に引き続き取りやめさせていただくことといたしました。株主の皆様にはご理解賜りたくお願い申し上げます。

3 目的事項 報告事項 1. 第75期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第75期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案 役員賞与支給の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
第7号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

● 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<http://www.ihara-sc.co.jp/>)

提供書面

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本経済及び世界経済は、コロナ禍からの回復に伴い経済活動の再開が本格化する状況が続きました。半導体市場においては、多くの用途で半導体需要が旺盛である一方で世界的な半導体不足も重なり、半導体メーカーは生産能力増強のため積極的な設備投資を続けています。また、一般産業の分野においても設備投資の拡大により、建設機械や工作機械の需要が急速に回復しつつあります。

このような経営環境にあって、当社グループは配管を科学し、「お客様の望む時に、望むモノを、望む形とコストで」お届けすることに全力を注ぎ、「最適配管システムで世界のお客様に感動を」を合言葉に「感動創造企業」の実現に向けてグループ一丸となって取り組んでまいりました。

販売面では、半導体需要の急拡大により半導体装置メーカーへの設備投資が増え、当社グループ製品の受注も大きく増加しました。一般産業の分野においても、建設機械、工作機械、産業機械全般の市場に向けた製品の受注が増加しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は206億7百万円（前連結会計年度比42.9%増）となり、営業利益は43億75百万円（同67.1%増）、経常利益は46億34百万円（同69.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は33億12百万円（同54.3%増）となりました。

売上高

前連結会計年度比

206億7百万円

42.9%増



経常利益

前連結会計年度比

46億34百万円

69.1%増



営業利益

前連結会計年度比

43億75百万円

67.1%増

親会社株主に帰属する
当期純利益

前連結会計年度比

33億12百万円

54.3%増



当社グループの区分別売上高の状況は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	売上高	構成比	売上高	構成比
製品		%		%
継手	8,947	62.0	12,334	59.9
バルブ	1,376	9.5	2,645	12.8
商品・その他	124	0.9	155	0.8
配管システム	3,973	27.6	5,471	26.5
合 計	14,424	100.0	20,607	100.0

事業区分	第74期 (2021年3月期) (前連結会計年度)		第75期 (2022年3月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
CP事業部	8,272	55.4	12,923	62.9	4,650	56.2
GP事業部	6,342	43.6	7,638	36.9	1,296	20.4
その他	124	0.8	155	0.8	31	25.6
内部売上高	△315	－	△109	－	△205	－
合 計	14,424	100.0	20,607	100.0	6,183	42.9

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資額は4億59百万円であり、その主なものは生産力増強及び品質向上のための機械及び装置の購入であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、長期借入金返済を総額4億37百万円、配当金の支払を4億93百万円実施しております。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分		第72期 (18.4~19.3)	第73期 (19.4~20.3)	第74期 (20.4~21.3)	第75期 (21.4~22.3)
売上高	(百万円)	17,714	15,054	14,424	20,607
経常利益	(百万円)	3,389	2,698	2,740	4,634
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,481	1,880	2,146	3,312
1株当たり当期純利益	(円)	241.90	179.68	203.25	309.39
総資産	(百万円)	22,230	22,674	24,092	27,630
純資産	(百万円)	16,163	17,522	19,310	22,179
1株当たり純資産額	(円)	1,569.57	1,651.07	1,817.92	2,047.49

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度【当事業年度】の期首から適用しており、当連結会計年度【当事業年度】に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
山形イハラ株式会社	150	100.0	継手・バルブの製造販売
南通伊原流体系統科技有限公司	457	96.34	継手・配管の製造販売

(4) 対処すべき課題

当社では、「最適配管システムで世界のお客様に感動を」を合言葉に、「お客様の望む時に、望むモノを、望む形と望むコストで」お届けすることに強いこだわりを持ち、これからも独自の技術を駆使し、他社にはない特長を有する製品を提供するために、全社一丸となって邁進して参ります。

その結果として、企業価値を高め、持続的成長にこだわり、社員をはじめ株主の皆様、当社を支えていただいているパートナー企業様など、多くのステークホルダーへの還元に努めて参ります。こうした企業活動の元となる企業理念として、当社グループ独自の企業精神を示す「ISの葉」を全員で共有・実践し、感動創造企業の実現をめざし、当社グループ全員が更なる精進を重ねて参ります。

株主の皆様におかれましては、当社グループの事業活動に対して、なお一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、半導体製造装置や各種産業機械、車両、船舶、重化学工業プラント等広範囲にわたる生産設備や機器の市場に対して、継手やバルブを核とした配管機器、配管用アクセサリー、配管ユニット製作から、配管の設計・施工までトータル配管システムを提供しています。

配管システムには、

- 1) 機械的エネルギーを伝えるための配管システム（油圧、水圧、空圧、真空）
- 2) 熱エネルギーを伝えるための配管システム（加熱、冷却、冷凍）
- 3) 流体搬送のための配管システム（ガス、液体、高粘度流体、高腐食流体、粉体）等があります。

これらの配管システムは産業界のあらゆる分野で多岐にわたって使われています。

現在当社グループが提供している配管システムの主な分野は、次のとおりです。

半導体・液晶関連	半導体製造装置、液晶・PDP製造装置、ドライ真空ポンプ、排ガス処理装置、洗浄装置、ガス精製装置、クリーンルーム設備
工作機械関連	NC旋盤、マシニングセンター、研削盤
産業機械関連	建設機械、鋳造装置、プレス、ダイキャストマシン、塗装設備、樹脂成形機・射出機、製鉄関連設備、製紙関連設備
エネルギー関連	火力・原子力発電、燃料電池、CNG車・設備、LPGプラント、ガスタービン、コジェネレーション
車両・船舶用	新幹線用車両、地下鉄用車両、特装車両、タンカー、客船、クレーン車、ブルドーザー、タンクローリー、清掃車
化学・石油精製関連	精製装置、計装制御装置、スチームトレーサー、RIG
食品・医療関連	分析・計測装置、サンプリング装置、滅菌装置、充填装置、医療用ガス供給システム、オゾン発生装置
環境関連	焼却設備、水浄化処理装置、廃棄物収集車

(6) 主要な事業所、営業所及び工場 (2022年3月31日現在)**<当社>**

- (1) 本社 東京都港区
- (2) 営業所 東日本営業所 (東京都)
 中部営業所 (愛知県)
 西日本営業所 (大阪府)
- (3) 工場 C P 事業部 (静岡県、山形県)
 G P 事業部 (岐阜県)

<子会社>

- 山形イハラ株式会社 (山形県)
 南通伊原流体系統科技有限公司 (中国)
 台湾伊原科技股份有限公司 (台湾)
 イハラ코리아株式会社 (韓国)
 イハラサイエンスU S A 株式会社 (米国)

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)**① 企業集団の使用人の状況**

使用人数	前連結会計年度末比増減
584 (67) 名	22名増 (4名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
341 (36) 名	1名増 (5名減)	37.7歳	13.0年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

なお、上記使用人には出向者 (9名) を含めておりません。

(8) 主要な借入先及び借入額 (2022年3月31日現在)

借入先	借入残額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	80
株式会社みずほ銀行	70
株式会社名古屋銀行	50

2 当社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 **56,000,000株**
- ② 発行済株式の総数 **14,000,000株**
- ③ 株主数 **1,917名**
- ④ 大株主

株主名	持株数 (百株)	持株比率 (%)
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND(PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	9,546	8.87
NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC	8,690	8.07
イハラサイエンス取引先持株会	5,794	5.38
公益財団法人イハラサイエンス中野記念財団	5,233	4.86
株式会社トク・コーポレーション	4,460	4.14
株式会社キッツ	3,590	3.33
日本スタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,409	3.16
中西商事株式会社	2,530	2.35
HIBIKI PATH AOBA FUND	2,328	2.16
株式会社三井住友銀行	2,300	2.13

(注) 当社は、自己株式を3,238,630株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		イハラサイエンス株式会社 第1回株式報酬型新株予約権 (注) 1	イハラサイエンス株式会社 第2回株式報酬型新株予約権 (注) 1	
発行決議日		2017年6月23日	2018年6月22日	
新株予約権の数		1,236個	1,204個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 12,360株 (新株予約権1個につき 10株)	普通株式 12,040株 (新株予約権1個につき 10株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。	新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 19,630円 (1株当たり 1,963円)	新株予約権1個当たり 20,510円 (1株当たり 2,051円)	
権利行使期間		2017年8月8日から 2047年8月7日まで	2018年8月7日から 2048年8月6日まで	
行使の条件		(注) 2、3、4	(注) 2、3、4	
役員 の 保 有 状 況	取締役 (監査等委員を 除く)	取締役 (社外取締役を 除く)	新株予約権の数 977個 目的となる株式数 9,770株 保有者数 3人	新株予約権の数 1,052個 目的となる株式数 10,520株 保有者数 5人
		社外 取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一人	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一人
			取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 107個 目的となる株式数 1,070株 保有者数 2人

		イハラサイエンス株式会社 第3回株式報酬型新株予約権 (注) 1		イハラサイエンス株式会社 第4回株式報酬型新株予約権 (注) 1		
発行決議日		2019年6月21日		2020年6月26日		
新株予約権の数		2,325個		1,722個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき	23,250株 10株)	普通株式 (新株予約権1個につき	17,220株 10株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。		新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり)	11,380円 1,138円)	新株予約権1個当たり (1株当たり)	13,350円 1,335円)	
権利行使期間		2019年8月6日から 2049年8月5日まで		2020年8月6日から 2050年8月5日まで		
行使の条件		(注) 2、3、4		(注) 2、3、4		
役員 の 保 有 状 況	取締役 (監査等委員を 除く)	取締役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数	1,935個	新株予約権の数	1,518個
			目的となる株式数	19,350株	目的となる株式数	15,180株
			保有者数	5人	保有者数	5人
		社外 取締役	新株予約権の数	－個	新株予約権の数	－個
			目的となる株式数	－株	目的となる株式数	－株
			保有者数	－人	保有者数	－人
	取締役 (監査等委員)		新株予約権の数	168個	新株予約権の数	204個
			目的となる株式数	1,680株	目的となる株式数	2,040株
			保有者数	2人	保有者数	3人

			イハラサイエンス株式会社 第5回株式報酬型新株予約権（注）1	
発行決議日			2021年6月25日	
新株予約権の数			1,312個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数			普通株式	13,120株 (新株予約権1個につき 10株)
新株予約権の払込金額			新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額			新株予約権1個当たり (1株当たり)	18,640円 1,864円)
権利行使期間			2021年8月5日から 2051年8月4日まで	
行使の条件			(注) 2、3、4	
役員 の 保 有 状 況	取締役 (監査等委員を 除く)	取締役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数	1,150個
			目的となる株式数	11,500株
			保有者数	5人
		社外 取締役	新株予約権の数	一個
			目的となる株式数	一株
			保有者数	一人
	取締役 (監査等委員)		新株予約権の数	162個
			目的となる株式数	1,620株
			保有者数	3人

- (注) 1. 正式名称を「イハラサイエンス株式会社第1回株式報酬型新株予約権」と称し、以降は「第〇回新株予約権」と称する。
2. 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。
3. その他の新株予約権行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めによるところによる。
4. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記2の定めまたは「新株予約権割当契約」の定めにより新株予約権の行使をできなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
5. 2021年3月31日現在において交付時より第1回新株予約権の数が152個減少、第2回新株予約権の数が49個減少、第3回新株予約権の数が222個減少しておりますが、減少理由は権利行使によるものであります。

② その他新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2022年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	中野琢雄	
代表取締役社長	長岡敏	
取締役相談役	長尾雅司	
取締役	小坂篤夫	執行役員 営業本部兼海外営業部部长
取締役	中川路豊	執行役員 経営統轄室長
取締役 (監査等委員・常勤)	角田逸郎	
取締役 (監査等委員)	林央	
取締役 (監査等委員)	二松敬治	

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 角田逸郎氏、林央氏、二松敬治氏は、社外取締役であります。
2. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。
3. 当社は取締役 (監査等委員) 角田逸郎氏、林央氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ておりません。

② 当事業年度に係る役員の報酬等

(1) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は、企業業績、各役員の職責および実績に見合ったものであることを基本方針としています。

取締役（監査等委員である取締役を含む）の報酬は基本報酬（固定報酬）、賞与（業績連動報酬）および株式報酬型ストックオプションで構成されています。

基本報酬は、2015年6月19日開催の第68回定時株主総会決議により、年額を取締役5億円（使用人兼取締役の使用人分給与は含まない。定款で定める取締役の員数は12名以内。本定時株主総会決議時5名。）、監査等委員である取締役70百万円（定款で定める監査等委員である取締役の員数は5名以内。本定時株主総会決議時3名。）を上限として決定しています。

賞与は、期間業績に応じて取締役会により決定し、株主総会決議を経て支給しています。

ストックオプションは、2017年6月23日開催の第70回定時株主総会決議により、役員退職慰労金の廃止に伴い、基本報酬とは別枠で、年額を取締役50百万円、監査等委員である取締役5百万円の範囲内で割り当てています。

取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役社長であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、期間業績、担当職務、貢献度等を総合的に勘案して決定しています。

監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査等委員である取締役の協議により決定しています。

(2) 事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員 (名)	支給額 (百万円)
取締役 (監査等委員を除く)	5	206
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	3 (3)	30 (30)
合計	8	237

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役 (監査等委員である者を除く。) の報酬限度額は、2015年6月19日開催の第68回定時株主総会において年額500百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。定款で定める取締役の員数は12名以内。本定時株主総会決議時5名であります。
 3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年6月19日開催の第68回定時株主総会において年額70百万円以内と決議いただいております。定款で定める監査等委員である取締役の員数は5名以内。本定時株主総会決議時3名であります。
 4. 支給額には、以下のものも含まれております。
 社内規定による役員退職慰労引当金制度廃止に伴う株式報酬型新株予約権
 5. 株式報酬型新株予約権の報酬限度額は、2017年6月23日開催の第70回定時株主総会において、取締役 (監査等委員である者を除く。) は年額50百万円以内、監査等委員である取締役は年額5百万円以内の範囲での割当てについて決議いただいております。定款で定める取締役の員数は12名以内。本定時株主総会決議時5名であります。また、監査等委員である取締役の員数は5名以内。本定時株主総会決議時3名であります。

③ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

氏名	活動状況
取締役 (監査等委員) 角田逸郎	当事業年度に開催された取締役会に12回中12回、監査等委員会に12回中12回出席し、異業種分野での豊富な経験から発言を行っております。また同氏は当社の特定関係事業者ではなく前職において経営企画に携わっており、当社とは異業種分野での幅広い経験を有し、外部の視点を持って社外取締役として適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員) 林 央	当事業年度に開催された取締役会に12回中12回、監査等委員会に12回中12回出席し、異業種分野での豊富な経験から発言を行っております。また同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、科学技術庁研究開発局の調査官として培ってきた知識や経験を有しており、社外取締役としての職務を適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員) 二松敬治	就任後、当事業年度に開催された取締役会に12回中11回、監査等委員会に12回中11回出席し、異業種分野での豊富な経験から発言を行っております。また同氏は長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらを社外取締役としての職務において適切な役割を果たしております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 東陽監査法人
 ② 報酬等の額

	報酬等の額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、適正な監査の遂行が困難であると、監査等委員全員が認めた場合、監査等委員会は全員一致の決議により当該会計監査人を解任するものとします。

また、当社の会計監査人について、法定解任事由に該当する事実がある場合のほか、会計監査人としての独立性、信頼性、効率性等を評価し、より適切な監査を期待できる会計監査人の選任が必要と判断した場合は、その解任または不再任を株主総会の目的とするよう、取締役会は監査等委員会の同意を得て、または監査等委員会の請求に基づき、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

3 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制基本方針

「イハラの理念」を経営の根幹とし、別に定める「私たちの仕事・方針」を行動規範とする。これを「ISの栞」に掲載して当社グループの全社員に配布し、教育の機会を設けて周知徹底を図る。

② 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社が社会的責任を果たすためにはコンプライアンスの徹底が不可欠であることを認識し、関係法令の周知徹底を図る。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存及び廃棄に関する管理規定を定める。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

会社の損失のリスクについては、全社統轄部門及び子会社を含めたそれぞれの事業部門において共通認識をし、評価（発生確率・影響度）を行い、未然防止・発生時対策を明確にする。また、リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、担当取締役または執行役員は速やかに取締役会に報告する。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役員は、取締役会において決定した経営方針に基づき、自らの責任についてコミットメントする。取締役は執行役員のコミットメントの進捗状況を指導・監督するとともに、的確な経営方針を提言する。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社は、当社の取締役または執行役員が子会社における取締役会議決権の過半数を占めることを原則とする。子会社の取締役・社員は上記①に定める「イハラの理念」「私たちの仕事・方針」を始めとし、基本的なマネジメントシステムを共有して業務にあたる。当社は、子会社に対し適切な指導教育を行う。また、グループ内取引の公正性を保持するための規定・契約を明確にする。

⑦ 監査等委員がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項及び当該社員の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員がその職務を遂行するために、スタッフを必要とすると判断した場合には社員を配置する。その人選・異動及び処遇に関しては、事前に監査等委員会の同意を得る。

⑧ 取締役及び社員が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制及び監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び社員は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、取締役・社員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告を受けるべきものと定めた事項が生じたときは、監査等委員に報告する。事業部門を統括する取締役または執行役員は、監査等委員会と協議の上、定期的または不定期に、担当する部門のリスク管理体制について報告する。監査等委員が必要と認めた時は、当社及び子会社のいかなる職場、いかなる会議にも立ち入ることを保証する。

⑨ 以上の体制構築及び維持発展については、経営統轄室が管轄し、経営統轄室長を総責任者とする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行

取締役会は、監査等委員である取締役3名（内、社外取締役3名）を含む8名で構成されております。取締役会は当事業年度に12回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等を監督いたしました。

② コンプライアンス及びリスクの管理

コンプライアンス並びに、災害、及び事故管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行っております。また、コンプライアンス違反行為や疑義のある行為等を報告したものが、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して不利な取り扱いを行わないよう徹底しております。

③ 当社グループにおける業務の適正化

当社子会社に対して、稟議申請等の管理を行うことで、その営業活動及び決裁権限等を把握し、また、一定基準に該当する重要事項については、機関決定前に当社の取締役会等重要な会議での報告を義務とし、その遂行を承認するなど適切な経営がなされることを監督する体制を整備しております。

④ 監査等委員監査

監査等委員会において定めた監査等委員会監査規程及び内部統制監査規程に基づき、監査方針、監査計画、職務の分担に従い、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員の職務の執行状況について書類の閲覧、実地調査を実施するとともに定期的に報告を受けました。また、会計監査人からの四半期ごとの結果報告及び意見交換を行うことにより、適正な監査を実施しているかを検証いたしました。

4 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様の利益を最も重要な課題のひとつと考え、企業体質の強化と今後の事業展開に備える内部留保の確保を考慮した上で、業績に応じた株主配当を実施していくことを基本としております。

内部留保金につきましては、不測の事態に備えるとともに、事業拡大のための製品開発及び市場開拓資金等に有効投資して参りたいと考えております。

なお、当期の期末配当金は1株につき普通配当63円とし、取締役会にて決議されました。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	18,615
現金及び預金	6,813
受取手形	392
電子記録債権	1,139
売掛金	4,820
商品及び製品	750
仕掛品	2,000
原材料及び貯蔵品	2,234
その他	464
固定資産	9,015
有形固定資産	6,713
建物及び構築物	2,960
機械装置及び運搬具	1,048
土地	2,386
建設仮勘定	226
その他	90
無形固定資産	444
投資その他の資産	1,856
投資有価証券	1,293
長期貸付金	3
繰延税金資産	362
その他	217
貸倒引当金	△20
資産合計	27,630

科目	金額
負債の部	
流動負債	3,641
買掛金	1,451
短期借入金	437
未払金	502
未払法人税等	972
役員賞与引当金	39
その他	238
固定負債	1,809
長期借入金	103
退職給付に係る負債	1,192
長期未払金	278
資産除去債務	71
長期預り保証金	162
負債合計	5,450
純資産の部	
株主資本	21,724
資本金	1,564
資本剰余金	618
利益剰余金	22,107
自己株式	△2,565
その他の包括利益累計額	309
その他有価証券評価差額金	226
為替換算調整勘定	83
新株予約権	116
非支配株主持分	29
純資産合計	22,179
負債・純資産合計	27,630

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) (単位:百万円)

科目	金額
売上高	20,607
売上原価	14,028
売上総利益	6,579
販売費及び一般管理費	2,203
営業利益	4,375
営業外収益	296
受取利息及び配当金	32
持分法による投資利益	86
為替差益	145
雑収入	32
営業外費用	38
支払利息	7
貸倒引当金繰入額	20
雑損失	11
経常利益	4,634
税金等調整前当期純利益	4,634
法人税、住民税及び事業税	1,376
法人税等調整額	△61
当期純利益	3,319
非支配株主に帰属する当期純利益	7
親会社株主に帰属する当期純利益	3,312

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日 残高	1,564	620	19,473	△2,723	18,934
会計方針の変更による累積的影響額			△25		△25
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,564	620	19,447	△2,723	18,908
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△496		△496
親会社株主に帰属する当期純利益			3,312		3,312
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△1	△156	158	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△1	2,659	158	2,815
2022年3月31日 残高	1,564	618	22,107	△2,565	21,724

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
2021年4月1日 残高	231	34	265	91	18	19,310
会計方針の変更による累積的影響額						△25
会計方針の変更を反映した当期首残高	231	34	265	91	18	19,284
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△496
親会社株主に帰属する当期純利益						3,312
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	△4	48	44	24	10	78
連結会計年度中の変動額合計	△4	48	44	24	10	2,894
2022年3月31日 残高	226	83	309	116	29	22,179

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 2社
- ・連結子会社の名称 山形イハラ株式会社
南通伊原流体系統科技有限公司

② 非連結子会社の名称等

- ・非連結子会社の名称 台湾伊原科技股份有限公司
イハラ코리아株式会社
イハラサイエンスU S A株式会社

・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

③ 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、南通伊原流体系統科技有限公司については、決算日が連結決算日と異なるため、当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社の数及び名称

- ・持分法適用非連結子会社の数 3社
- ・持分法適用非連結子会社の名称 台湾伊原科技股份有限公司
イハラ코리아株式会社
イハラサイエンスU S A株式会社

② 持分法適用非連結子会社の事業年度等に関する事項

決算日が連結決算日と異なるため、持分法適用非連結子会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ロ. 棚卸資産

- ・商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	10～50年
機械装置及び運搬具	2～14年

ロ. 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産残高に基づき計上しております。なお、当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑥ 収益及び費用の計上基準

商品及び製品の販売に係る収益認識

当社グループは、配管システム等の製品の販売を主な事業としており、これらの商品及び製品を顧客に引き渡した時点で履行義務を充足していると判断しております。通常は商品及び製品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、子会社の海外取引について、認識時点を一部変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。なお、収益認識会計基準等の適用による連結計算書類に与える影響額は軽微であります。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は25百万円減少しております。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって運用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

棚卸資産評価損 14百万円

(2) その他の情報

棚卸資産の貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定しております。

正味売却価額が取得原価よりも下落している棚卸資産については、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としており、営業循環過程から外れた棚卸資産については、滞留在庫として識別し、帳簿価額を処分見込価額まで切下げる方法によっています。

滞留在庫として正常な営業循環過程から外れたかどうかの判断は、一定の仮定に基づいた将来の使用可能性や販売可能性に基づいて決定されます。当該仮定は、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 8,744百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「9.収益認識に関する注記 1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	14,000千株	一千株	一千株	14,000千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2021年5月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 496百万円
- ・ 1株当たり配当額 47円
- ・ 基準日 2021年3月31日
- ・ 効力発生日 2021年6月28日

② 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2022年5月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 677百万円
- ・ 1株当たり配当額 63円
- ・ 基準日 2022年3月31日
- ・ 効力発生日 2022年6月27日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 73,760株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金等安全性の高い金融商品によっております。資金調達については、主に銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主に株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は主に設備投資資金（長期）であり、長期プライムレートを下回る取引を実施して、支払利息の低減を図っております。

デリバティブ取引は余剰資金運用目的の範囲内で、特性を評価し安全性が高いと判断された複合金融商品のみを選択しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券（※1）	1,084	1,084	-
(2) 長期借入金（1年返済予定のものを含む） （※2）	(340)	(341)	0

※1. 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含めておりません。連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
関係会社株式	208

※2. 負債に計上されているものについては（ ）で示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格より算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券株式	1,028	56	－	1,084

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	341	－	341

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、外国地方債については、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

固定金利によるものの時価は、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

当社は、2012年2月に東京都港区に本社ビル（土地を含む）を取得しており、一部フロアを賃貸しているため、賃貸不動産として使用される部分を含む不動産としております。

賃貸不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)			当連結会計年度末の時価 (百万円)
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	1,140	△13	1,127	1,740

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産価格調査報告書に基づく金額であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。また、その変動が軽微である時には、取得時の価額または直近の原則的な時価算定による価額をもって当期末の時価としております。

また、賃貸不動産として使用される部分を含む不動産に関する2022年3月期における損益は、次のとおりであります。

	賃貸収益 (百万円)	賃貸費用 (百万円)	差額 (百万円)
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	67	17	49

9. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	CP事業部	GP事業部	計		
日本	11,953	6,669	18,623	88	18,711
中国	939	889	1,828	—	1,828
顧客との契約から生じる収益	12,892	7,559	20,452	88	20,540
その他の収益	—	—	—	67	67
外部顧客への売上高	12,892	7,559	20,452	155	20,607

(注) 上記の情報は、販売元の所在地を基礎としており、「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない商品売上及び賃貸不動産売上であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 会計方針に関する事項 ⑥収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高等

契約負債の内訳は以下のとおりであります。

当連結会計年度(2022年3月31日)

契約負債(期首残高) 23百万円

契約負債(期末残高) 36百万円

連結貸借対照表上、契約負債は「その他の流動負債」に計上しております。契約負債は、製品の引き渡し前に顧客から受け取った前受金で、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。当連結会計年度に認識した収益のうち、当連結会計年度期首の契約負債に含まれていた金額は、23百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,047円49銭
(2) 1株当たり当期純利益	309円39銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	307円27銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	15,430
現金及び預金	5,959
受取手形	233
電子記録債権	1,139
売掛金	5,036
商品及び製品	373
仕掛品	1,042
原材料及び貯蔵品	1,392
前渡金	62
前払費用	18
関係会社短期貸付金	51
その他	120
固定資産	8,104
有形固定資産	5,760
建物	2,452
構築物	50
機械及び装置	785
車両運搬具	1
工具器具備品	61
土地	2,386
建設仮勘定	22
無形固定資産	390
借地権	46
ソフトウェア	26
ソフトウェア仮勘定	294
その他	22
投資その他の資産	1,954
投資有価証券	1,084
関係会社株式	303
長期貸付金	3
関係会社長期貸付金	350
差入保証金	28
繰延税金資産	196
その他	129
貸倒引当金	△142
資産合計	23,535

科目	金額
負債の部	
流動負債	2,953
買掛金	1,467
短期借入金	200
未払金	284
未払法人税等	804
未払消費税等	63
未払費用	0
前受金	24
預り金	69
役員賞与引当金	39
固定負債	1,387
長期預り保証金	162
退職給付引当金	874
長期未払金	278
資産除去債務	71
負債合計	4,340
純資産の部	
株主資本	18,851
資本金	1,564
資本剰余金	618
資本準備金	618
利益剰余金	19,234
その他利益剰余金	19,234
固定資産圧縮積立金	231
特別償却準備金	1
繰越利益剰余金	19,001
自己株式	△2,565
評価・換算差額等	226
その他有価証券評価差額金	226
新株予約権	116
純資産合計	19,194
負債・純資産合計	23,535

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	19,754
売上原価	14,574
売上総利益	5,179
販売費及び一般管理費	1,786
営業利益	3,393
営業外収益	205
受取利息及び配当金	31
固定資産賃貸料	46
為替差益	92
雑収入	35
営業外費用	65
支払利息	2
売上債権売却損	2
貸与設備償却費	8
雑損失	5
貸倒引当金繰入額	45
経常利益	3,534
特別利益	0
特別損失	0
その他	0
税引前当期純利益	3,534
法人税、住民税及び事業税	1,083
法人税等調整額	△42
当期純利益	2,493

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金				利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本 準備 金	その 余 金	他 本 金	資 剰 余 金	その他利益剰余金			利 益 剰 余 金 計		
						固定資産 圧縮積立 金	特別償却 準備金	繰越利益 剰余金			
2021年4月1日残高	1,564	618	1	620	239	2	17,151	17,394	△2,723	16,854	
事業年度中の変動額											
剰余金の配当							△496	△496		△496	
固定資産圧縮積立金計上					△8		8	—		—	
特別償却準備金の取崩						△1	1	—		—	
当期純利益							2,493	2,493		2,493	
自己株式の取得									△0	△0	
自己株式の処分				△1	△1		△156	△156	158	0	
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)										—	
事業年度中の変動額合計	—	—	△1	△1	△8	△1	1,849	1,840	158	1,997	
2022年3月31日 残高	1,564	618	—	618	231	1	19,001	19,234	△2,565	18,851	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金			
2021年4月1日残高		231	91	17,177
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△496
固定資産圧縮積立金計上				—
特別償却準備金の取崩				—
当期純利益				2,493
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)		△4	24	20
事業年度中の変動額合計		△4	24	2,017
2022年3月31日 残高		226	116	19,194

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～47年
機械及び装置	10～14年

② 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア
・その他の無形固定資産

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当期末における支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産残高に基づき計上しております。

なお、当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

商品及び製品の販売に係る収益認識

当社は、配管システム等の商品及び製品の販売を主な事業としており、これらの商品及び製品を顧客に引き渡した時点で履行義務を充足していると判断しております。通常は商品及び製品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、収益認識会計基準等の適用による計算書類に与える影響額はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって運用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

棚卸資産評価損 36百万円

(2) その他の情報

棚卸資産の貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定しております。

正味売却価額が取得原価よりも下落している棚卸資産については、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としており、営業循環過程から外れた棚卸資産については、滞留在庫として識別し、帳簿価額を処分見込価額まで切下げの方法によっています。

滞留在庫として正常な営業循環過程から外れたかどうかの判断は、一定の仮定に基づいた将来の使用可能性や販売可能性に基づいて決定されます。

当該仮定は、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 7,060百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 1,069百万円

② 短期金銭債務 690百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高 1,562百万円

② 仕入高等 6,567百万円

③ 営業取引以外の取引高 58百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	3,438,604株	26株	200,000株	3,238,630株

7. 税効果会計に関する注記

(繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳)

繰延税金資産	
長期未払金	85百万円
退職給付引当金	267百万円
棚卸資産評価損	60百万円
投資有価証券評価損	50百万円
その他	172百万円
繰延税金資産小計	637百万円
評価性引当額	△239百万円
繰延税金資産合計	397百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△100百万円
固定資産圧縮積立金	△101百万円
特別償却準備金	△0百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	△201百万円
繰延税金資産（負債）の純額	196百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	山形イハラ(株)	150	継手、バルブ の製造販売	直接 100.0	当社の 製品製造	仕入	6,242	買掛金	668
子会社	南通伊原流体系統 科技有限公司	457	継手、バルブ の製造販売	直接 96.34	当社の 製品製造販売 資金の援助	売上 資金の貸付	966 -	売掛金 関係会社 長期貸付 金	692 183
役員が理事 を務める財 団法人	公益財団法人 イハラサイエンス 中野記念財団	-	奨学金支給、 研究助成、 山林保全	-	役員兼任	第三者割当 による自己 株式の処分 寄附	0 50	- -	- -

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

子会社との取引価格については、市場価格等を参考に決定しております。

3. 当社の配当金によって同財団の活動原資を拠出するために第三者割当による自己株式の処分（200千株、200千円）を行っています。
なお、1株1円という発行価額は有利発行に該当することから、2021年6月25日開催の第74回定時株主総会の承認に基づき発行しています。

9. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

収益を理解するための基礎となる情報は「1.重要な会計方針(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,772円84銭
(2) 1株当たり当期純利益	232円90銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	231円30銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

イハラサイエンス株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 大島 充史

公認会計士 池田 宏章

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イハラサイエンス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イハラサイエンス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

イハラサイエンス株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士 大島 充史
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 池田 宏章
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イハラサイエンス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査をしているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示していると認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

イハラサイエンス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 角田逸郎 ㊞

監査等委員 林 央 ㊞

監査等委員 二松敬治 ㊞

(注) 監査等委員角田逸郎氏、林央氏、二松敬治氏は、会社法第2条第15項及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p><u>（電子提供措置等）</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(附則)</u> <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> 第1条 定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第14条（電子提供措置等）の新設は、<u>2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	なかの とくお 中野 琢 雄	代表取締役会長	再任
2	なが おか さとし 長岡 敏	代表取締役社長	再任
3	なが お まさじ 長尾 雅 司	取締役相談役	再任
4	なかかわじ ゆたか 中川路 豊	取締役執行役員	再任

再任 再任取締役候補者

候補者番号

1

なかの とくお
中野 琢雄

再任

生年月日

1941年7月22日

所有する当社の株式数

43,600株

在任年数

33年

取締役会出席状況

12/12回

略歴、当社における地位及び担当
(重要な兼職の状況)

1969年 5月 当社入社
1983年 5月 当社営業部長
1989年 6月 当社取締役営業部長
1991年 5月 当社常務取締役
1995年10月 当社常務取締役CTS事業部長
1996年10月 当社常務取締役STS事業部長
1997年 6月 当社専務取締役
1999年 5月 当社代表取締役社長
2015年 1月 当社代表取締役会長（現任）

候補者番号

2

なが おか さとし
長岡 敏

再任

生年月日

1962年3月16日

所有する当社の株式数

70,000株

在任年数

12年

取締役会出席状況

12/12回

略歴、当社における地位及び担当
(重要な兼職の状況)

1982年 5月 山形伊原高圧(株)入社
2000年 4月 当社入社
2003年 6月 山形伊原高圧(株)取締役
2007年 4月 当社執行役員山形事業所長兼山形イハラ(株)取締役
2008年 6月 当社執行役員山形事業所長兼山形イハラ(株)代表取締役
2010年 6月 当社取締役執行役員CP事業部長兼山形事業所長兼山形イハラ(株)代表取締役社長
2010年11月 当社取締役常務執行役員CP事業部長兼山形事業所長兼山形イハラ(株)代表取締役社長
2011年 1月 当社取締役常務執行役員CP事業部長兼経営統轄室長兼山形イハラ(株)代表取締役社長
2013年 6月 当社取締役執行役員GP事業部長
2017年 5月 当社取締役執行役員GP事業部長兼岐阜事業所長兼MF事業所長
2018年 1月 当社取締役執行役員CP事業部長兼静岡事業所長
2018年 6月 当社取締役常務執行役員CP事業部長
2018年 7月 当社取締役常務執行役員CP事業部長兼山形イハラ(株)代表取締役
2020年 4月 当社代表取締役社長兼営業本部長
2021年 4月 当社代表取締役社長
2022年 1月 当社代表取締役社長兼営業本部長（現任）

候補者番号

3

なが お まさ じ
長尾 雅 司

再任

生年月日

1949年1月27日

所有する当社の株式数

68,300株

在任年数

10年

取締役会出席状況

12/12回

略歴、当社における地位及び担当
(重要な兼職の状況)

1972年4月	(株)日立製作所入社
2003年4月	(株)日立インダストリーズ取締役冷熱事業部長
2007年4月	日立アプライアンス(株)取締役大型冷熱本部長
2007年10月	Hitachi Air Conditioning Products Europe,S.A.社長
2011年9月	当社入社
2012年6月	当社取締役執行役員開発統轄室長兼海外営業部長
2013年5月	当社取締役常務執行役員開発統轄室長兼営業本部長兼海外営業部長
2015年1月	当社代表取締役社長
2018年1月	当社代表取締役社長兼GP事業部長
2020年4月	当社取締役相談役(現任)

候補者番号

4

なかかわ じ ゆたか
中川路 豊

再任

生年月日

1956年6月16日

所有する当社の株式数

6,200株

在任年数

4年

取締役会出席状況

12/12回

略歴、当社における地位及び担当
(重要な兼職の状況)

1982年4月	(株)日立製作所入社
2001年4月	(株)日立製作所電力・電機グループ財務部部长代理
2004年6月	(株)日立製作所電力グループ国分事業所経理部担当部長
2006年4月	(株)日立製作所電力グループ日立事業所経理部担当部長
2008年5月	日立投資顧問(株)取締役社長
2010年10月	(株)日立ハイテクノロジーズ那珂事業所経理部長
2015年4月	(株)日立製作所ヘルスケア事業部柏事業所財務部長
2017年4月	当社入社
2018年4月	当社執行役員経営統轄室長
2018年6月	当社取締役執行役員経営統轄室長(現任)

- 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約では、当社取締役を含む被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、各候補者が取締役に選任され就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役二松敬治氏は、本総会の終結の時をもって任期満了されますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名	当社における地位及び担当等
たか やま みつる 高山 充	新任 社外

新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者

たか やま みつる
高山 充

新任

生年月日

1950年2月11日

所有する当社の株式数

一株

**略歴、当社における地位及び担当
(重要な兼職の状況)**

1972年 4月	三井造船株式会社入社
1995年 4月	三井造船株式会社 プラント事業本部機器設計部長
2003年 7月	三井造船株式会社 環境・プラントエンジニアリング事業本部設計部長
2007年 7月	三井造船株式会社 環境・プラントエンジニアリング事業本部企画管理部長
2009年 6月	三井造船環境エンジニアリング株式会社 社長
2014年 6月	三井造船環境エンジニアリング株式会社 相談役
2016年 3月	三井造船環境エンジニアリング株式会社 退職
2019年 3月	当社、顧問 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

高山充氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらを監査等委員である社外取締役として当社の監査等に反映していただくことを期待したためであります。

- (注) 1. 上記の各監査等委員である取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、高山充氏につきまして、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約では、当社監査等委員である取締役を含む被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である社外取締役候補者は次のとおりであります。

さ と う よ う い ち
佐藤 陽 一

再任

生年月日

1951年7月29日

所有する当社の株式数

－株

略歴、当社における地位及び担当
(重要な兼職の状況)

1975年3月	東京大学法学部卒
1977年4月	司法研修所卒
1977年4月	東京地方裁判所判事補
1989年4月	東京地方裁判所判事
1996年4月	東京高等裁判所判事
2016年7月	退官
2016年8月	アルファパートナーズ法律事務所弁護士(現職)
2017年4月	東京弁護士会 民事訴訟問題等特別委員会委員
2020年11月	国土交通省中央建設工事紛争審査会特別委員(現任)

補欠社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

佐藤陽一氏は弁護士として法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しており、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての高度な専門知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性および適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待して補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 佐藤陽一氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約では、当社監査等委員である取締役を含む被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案

役員賞与支給の件

当期末時点の取締役（監査等委員である者を除く。）5名及び監査等委員である取締役3名に対し、当期の連結業績等を勘案して、取締役（監査等委員である者を除く。）賞与として総額3,339万円、監査等委員である取締役賞与として総額626万円を支給することといたしたく存じます。

なお、各取締役（監査等委員である者を除く。）及び各監査等委員である取締役に対する金額は、取締役（監査等委員である者を除く。）については取締役会に、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

第6号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の額は、2015年6月19日開催の第68回定時株主総会において年額5億円以内（使用人兼取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。また、2017年6月23日開催の第70回定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションとして、上記金銭報酬とは別枠で、年額500万円以内の範囲での割当てについてご承認いただいております。今般、従来の株式報酬型ストックオプションの制度に代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において「対象取締役」という。）に対し、新たに譲渡制限付株式を割り当てることにつきご承認をお願いいたします。

なお、本議案が原案どおり承認可決されることを条件に、現行の株式報酬型ストックオプション制度は廃止することとし、今後、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行わない予定です。

また、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役0名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役0名）となります。

本議案に基づき、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、当社から報酬として支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行又は処分を受けるものとします。これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年5万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とします。

また、譲渡制限付株式付与のために発行又は処分をされる当社の普通株式の総額は、年額500万円以内とし、その1株あたりの払込金額は、譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として本株式を引き受ける対象者に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定する金額とします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

さらに、上記の方法により当社の普通株式を発行又は処分するに当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1)対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役の地位を喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

- (2)対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に当社の取締役の地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3)当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に当社の取締役の地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4)当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5)上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株式会社（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6)上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7)本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、2017年5月12日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めておりますが、本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。また、上記のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

第7号議案

監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬の額は、2015年6月19日開催の第68回定時株主総会において年額を700万円以内とご承認いただいております。また、2017年6月23日開催の第70回定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションとして、上記金銭報酬とは別枠で、年額500万円以内の範囲での割当てについてご承認いただいております。今般、従来の株式報酬型ストックオプションの制度に代えて、監査等委員である取締役については、株主の皆様との価値共有により、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の監査等委員である取締役（以下、本議案において「対象取締役」という。）に対し、新たに譲渡制限付株式を割り当てることにつきご承認をお願いいたします。

なお、本議案が原案どおり承認可決されることを条件に、現行の株式報酬型ストックオプション制度は廃止することとし、今後、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行わない予定です。

また、現在の監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）となります。

本議案に基づき、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、当社から報酬として支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行又は処分を受けるものとします。それにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年5千株以内（うち社外取締役は年5千株以内）（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とします。

また、譲渡制限付株式付与のために発行又は処分をされる当社の普通株式の総額は、年額500万円以内（うち社外取締役は年額500万円以内）とし、その1株あたりの払込金額は、譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当会社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として本株式を引き受ける対象者に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定する金額とします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、監査等委員である取締役の協議において決定することといたします。

さらに、上記の方法により当社の普通株式を発行又は処分するに当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

- (1)対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役の地位を喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2)対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に当社の取締役の地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

- (3)当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に当社の取締役の地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4)当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5)上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株式会社（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6)上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7)本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、2017年5月12日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めておりますが、本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。また、上記のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場

イハラ高輪ビル3階会議室

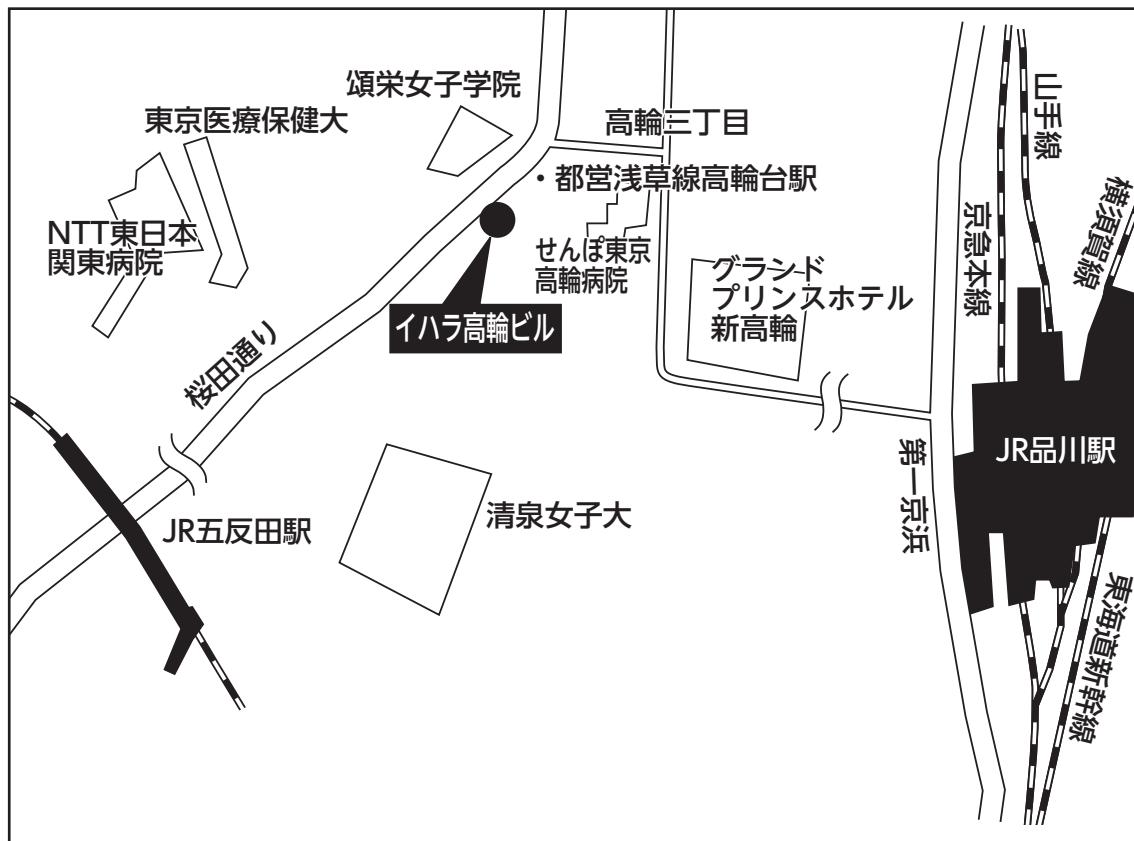
東京都港区高輪三丁目11番3号

交通

都営浅草線 | 高輪台駅A1出口より徒歩約1分

J R 線 | 五反田駅より徒歩約12分 (約800m)

J R 線 | 品川駅より徒歩約12分 (約800m)



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。